



周産期連携病院の創設について

東京都では、地域において、リスクのある妊娠・出産や休日・夜間等の妊産婦の救急搬送に対応するため、新たに、周産期母子医療センター（ ）と連携して患者の受入れを担う「周産期連携病院」を創設し、今回6病院を指定します。

1 周産期連携病院とは

ハイリスクの妊産婦・新生児に対応する周産期母子医療センターとの連携のもと、ミドルリスクの妊産婦に対応する病院
(機能)

- 地域の診療所等からの紹介や周産期母子医療センターからの逆紹介を受けて、産科手術や、内科合併症のある妊婦の管理等を行う。
- 産科の24時間体制に加え、産科医師、小児科医師、麻酔科医師の当直(オンコール)体制等確保し、休日や夜間の救急患者の受入れに対応する。
(休日や夜間に、妊婦健診等の緊急性のない外来業務を行うものではない。)

2 周産期連携病院に指定する医療機関(今回指定分)

医療機関名	住所	区域
独立行政法人 国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	区西南部
東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56	区西北部
日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	区中央部
日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	多摩
国家公務員共済組合連合会 立川病院	立川市錦町4-2-22	多摩
公立昭和病院	小平市天神町2-450	多摩

3 指定時期

平成21年3月1日

周産期母子医療センター：産科と新生児診療を担当する小児科の双方から一貫した総合的かつ高度な周産期医療を提供する施設

問い合わせ先
福祉保健局医療政策部救急災害医療課
電話 03-5320-4378

周産期連携病院の指定について

1 目的

二次救急医療機関を「周産期連携病院」に指定し、医療体制や施設面の充実を図ることにより、周産期母子医療センターでの重症患者の受入を支援する。

2 機能

一次からの紹介（搬送）や三次医療機関からの逆紹介を受け、産科手術（帝王切開術・子宮外妊娠手術等）や内科合併症のある妊婦の母体管理等が可能であること。

二次救急指定医療機関又はそれに準じた緊急時の診療体制があること。（24時間対応で自院のかかりつけ以外の妊産婦の搬送受入れに対応できること。）

・産科医師の24時間診療体制に加え、産科医師、小児科医師、麻酔科医師の当直またはオンコールの確保

重症でない（NICUまでは必要としない）新生児の診療が可能な体制があること。

周産期医療情報システムの適正な入力やネットワークグループなどへの参画により周産期センターとの機能的な連携体制が図れること。

3 実施手法等

上記の役割を果たすのに必要な体制確保に対し、委託料を支払う。

（1）診療事業委託

ミドルリスクの妊産婦の緊急搬送受入体制を確保する。

対象経費：病床確保料 年間 5,342千円

医師確保料 年間 8,895千円

産科医師、小児科医師、麻酔科医師の当直またはオンコールの確保

但し、平成20年度は、平成21年3月分のみとする。

（2）設備整備補助

周産期連携病院として必要な医療機器等購入経費を補助する。

対象経費：医療機器等購入経費

基準額：21,000千円

補助率：1/2

（3）東京都周産期医療情報システムの設置

都が周産期連携病院に端末装置を設置し、病院は診療能力情報を適正に入力する。

（構内配線以外の設置に係る費用については、都が負担する。）

4 指定予定病院数

都内で20病院程度